

オレンジウィーク ORANGE WEEK

地域包括支援センター主催で講演会・講座を開催



人と認知症の見方・捉え方 ～認知症と向き合った30年～

1月29日(火)、公民館において、『有限会社 グッドライフ』代表取締役の宮崎 直人氏をお招きし、認知症講演会を開催しました。講演では「個人」と「認知症」をそれぞれで捉えることへの大切さや認知症に伴う行動の意味・要因をご自身の実体験や映像を交えてお話しいただきました。また、来場者それぞれの目線から具体的な対応例などもわかりやすくご紹介いただき、約70名の来場者は真剣に耳を傾け、認知症の理解を深めていました。

認知症サポーターステップアップ講座

2月1日(金)、保健福祉センターにおいて、『株式会社 FOLLOW』代表取締役の川田 哲也氏をお招きし、講座を開催しました。

講座では具体的なケアの技法を中心に実際の場面を想定したお話をいただき、今後のサポーター活動に生かせる内容となりました。

今回の講座はこれまでに認知症サポーター養成講座を受講された方が対象でありましたが、文字通り『ステップアップ』をした講座が行われ、参加者は講義やグループワークに真剣に耳を傾けていました。



年 金 あ れ こ れ

～こんなときには国民年金の届出を～

国民年金の加入と保険料の納付は忘れなく

国民年金は、国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての方が加入し、保険料を納める制度です。職業などにより3種類に分類され、加入方法や納付方法が異なります

種 別		納付方法
第1号被保険者	自営業や学生など	ご自身で納付します。 (加入手続き後、納付書が郵送されます)
第2号被保険者	会社員(厚生年金)、公務員(共済組合)の加入者	勤務先が納付します。 (給料から差し引かれます)
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	ご自身での納付は不要です。 (配偶者が加入する制度が負担します)

※第1号被保険者の方で国民年金保険料が困難な場合は、免除申請ができます。

次のようなときは手続きが必要です。

届出が必要なとき	異動の内容	手続きに必要なもの
●20歳になった (厚生年金加入者、またはその配偶者に扶養されている方を除く)	第1号被保険者	印鑑
●厚生年金加入者が会社等を退職した	第2号被保険者→第1号被保険者 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	印鑑、年金手帳、退職日のわかる書類(資格喪失証明書、離職票など)
●配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金の資格を喪失した ●配偶者の扶養からはずれた	第3号被保険者→第1号被保険者	印鑑、年金手帳、扶養からはずれたことがわかる書類(資格喪失証明書など)

■お問い合わせ：住民課お客さま窓口係 TEL32-2500